

笠岡市立白石小学校「いじめ防止基本方針」

平成30年4月 改定

いじめに関与する現状と課題

本校は、全校児童3名で、高学年を中心に全体のまとまりがよい。異学年との触れ合いが多く、相手を思いやる気持ちも育っている。そのため児童間のトラブルもほとんどない。しかし、限られた人数の中での相互関係のため、円滑な関係が保てればよいが、いじめが起きた場合は、大人数の場合よりも深刻な問題となる可能性が高い。少人数の特性を生かして児童と関わり、人間関係の変化をしっかりと把握することで、互いに認め合える人間関係を高められるように導くことで未然防止に努めなければならない。未然防止の取組を強く推進するためにも、教職員間の情報交換を密にし、教職員研修を充実させることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・全教職員による取組を推進するため、全職員での情報交換、教職員研修を行い、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・いじめの早期発見、児童の心の状況把握のためにアンケートを実施し、それをもとに教育相談を行う。得られた情報は教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- ・いじめの認知能力や対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
 - ・「いじめについて考える週間」において、児童間の人間関係が高まる活動を行うとともに、いじめを許さない意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携	学 校	学 校	関係機関等との連携
<p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校がいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員等の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。 ・学校だより等に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。 	<p>いじめ対策委員会</p> <p><対策委員会の役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に基づき取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 ・対策委員会の開催時期 ・年3回開催(学期ごと) ・対策委員会の内容の教職員への伝達 ・職員朝礼や職員会議で伝達。緊急の場合は、集合する。 <p><構成メンバー></p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外 PTA会長 中学校長 中学校教頭 学校評議員 SC SSW ・校内 校長、教務 (生徒指導主事)、養護助教諭 <p>全 教 職 員</p>	<p><連携機関名></p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠岡警察署 <p><連携の内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・白石駐在所との情報交換 ・非行防止教室等の実施 <p><学校側の窓口></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導主事(または校長) 	

学 校 が 実 施 す る 取 組

<p>① いじめの防止</p> <p>(教員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のための研修として、生徒指導リーフ等の資料を活用して研修会を行う。 (児童会活動) ・いじめについて考える週間において、児童中心に、人間関係を高め、いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間は行う。
<p>② 早期発見</p> <p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。 (相談体制の確立) ・全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童の気になる変化や行為があった場合、すぐに教職員間で情報共有を行う。緊急性のある場合は、即時集合して伝達する。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを作成・配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
<p>③ いじめへの対応</p> <p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめがあった児童への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 (いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。